新型コロナウイルス関連情報(非常事態宣言期限の延長)

令和3年2月12日

2月11日、ポルトガル共和国議会は、非常事態宣言の期限を15日間延長して3月1日23時59分までとする大統領令案を可決し、同日大統領令が公布されました。また、これを受け、同日、閣議にて関連制限措置が決定されました。現時点において、その政令は未公布ですが、原則的に現行の制限措置が継続されるとのことです。

なお、閣議後の記者会見で、コスタ首相は、国民に対し、(数値や曲線を示しながら)過去2週間の制限努力が奏功し、直近の新規感染者数は約3,500人と減少傾向にあり、実効再生産数(Rt)も0.77に低下したとして、国民の協力に感謝しつつも、ポルトガルにおける感染状況については、人口10万人当たりの直近14日間の新規感染者数は未だ960人以上、入院患者は5,500人台、ICU収容患者は800人以上、また、一日当たりの死者が160人以上という深刻な事態が継続していることを説明し、現行の制限措置の継続に対する国民の一層の理解と協力を呼びかけました。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話: +351-21-311-0560 FAX: +351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続をお願いいたします。

http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login